飲食店・料理店のみなさまへ

油脂類を多量に排出する店舗等には グリーストラップ(阻集器)の設置が義務付けられています。

※「横浜市下水道条例施行規則|第3条第1項6号 ※昭和50年建設省告示1597号 建築基準法に基づく告示

また、適正な維持管理が必要となります。



ゲリーストラップとは、

YOKOHAMA

下水管に直接油が 流出する事を 防ぐ装置のことです。



油脂類を直接下水管に流すと、油が冷えて固まり、下水管等の詰まりの原因になります。 下水管等の詰まりにより、道路や敷地などに汚水があふれ出る可能性があります。

(原因者として、法令による罰則や損害賠償請求などを受ける場合があります。)



管路部油脂類による閉塞状況



人孔部油脂類による閉塞状況



清掃後の人孔状況

下水管について定期的な 点検・清掃等維持管理を行っていますが、 油脂類を下水管に流さないよう 皆様の協力が必要となります。

そこで!



油脂類を下水管に流さないために、油脂類を回収するグリーストラップ(阻集器)の設置が有効となります。

グリーストラップ(阻集器)とは

排水中の油分を分離・貯留して排水管や下水管に流されないようにする装置です。グリーストラップ内に流れ込んだ排水中の油分は比重が軽いため浮上し、油分の少ない排水だけが排水管へ流れていきます。

第1槽 第2槽 第3槽 比重が軽い油が浮上し さらに水と油脂分を分離し、 大きな生ゴミを回収 水と油を分離 油脂分の少ない水を下水管へ 隔板 厨房などからの 排水が流入 下水管などへ 流出 バスケット トラップ管 ゆっくり流れ 水温が低下 残さが沈む

グリーストラップ(阻集器)の設置上の注意

■「日本阻集器工業会」の認定品を選びましょう。 「日本阻集器工業会」のホームページで 認定品の一覧を見ることができます。

問合せEmail info@nihon-soshuki.jp

■ 設置工事が出来るのは 「横浜市排水設備指定工事店」だけです。 「横浜市排水設備指定工事店」は下記ホームページ、 または裏面のご相談・お問い合せ先等で探すことができます。 http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/gesui/koujiten/

■阻集器の性能を発揮するために

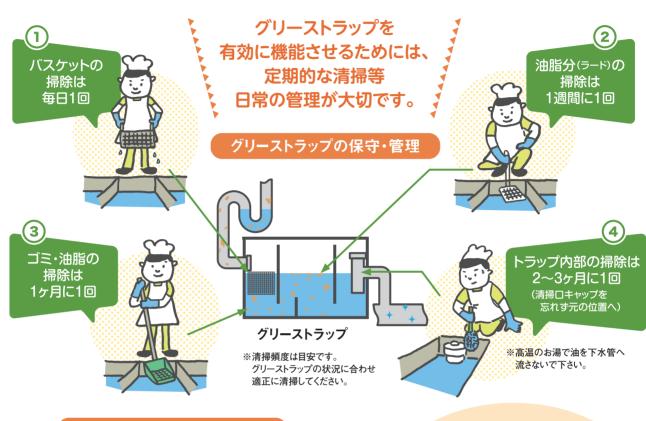


流入水温が高いと油脂類の分離・収集ができず、下水管に流れ出てしまいます。 水温の管理に注意して下さい。



隔板を外すと能力は大きく低下します。 取り外したままにしないで下さい。

グリーストラップを設置した店舗等事業者の方は 適正な維持管理を行いましょう。



グリーストラップの清掃状況



清掃により発生した 産業廃棄物(廃油・汚泥)は、 法令にしたがつて事業者自ら処理するか、 産業廃棄物処理業の許可を有する業者に 処理を委託して下さい。

(社)神奈川県産業廃棄物協会 TEL.045(681)2989

ご相談・お問合せ先

横浜市下水道河川局 管路保全課 下水道普及担当

TEL 045(671)2829 FAX 045(641)5330 e-mail gk-fukyu@city.yokohama.jp または

各区土木事務所 ITEL

- ■神奈川土木事務所 045(491)3363 旭 土木事務所 045(953)8801 ■都

- 土木事務所 045(641)7681 ■金 沢土木事務所 045(781)2511 栄

- 南 土木事務所 045(341)1106 ■港 北土木事務所 045(531)7361 ■
- 南土木事務所 045(843)3711 緑 土木事務所 045(981)2100 ■瀬
- ■鶴 見土木事務所 045(510)1669 ■保土ケ谷土木事務所 045(331)4445 ■青 葉土木事務所 045(971)2300
 - 筑土木事務所 045(942)0606
 - 土木事務所 045(242)1313 ■磯 子土木事務所 045(761)0081 ■戸 塚土木事務所 045(881)1621
 - 土木事務所 045(895)1411
 - 泉 土木事務所 045(800)2532
 - 谷土木事務所 045(364)1105

発行元/横浜市下水道河川局管路保全課

TEL.045(671)2829 FAX.045(641)5330

平成25年10月発行

リサイクル適性® この印刷物は、印刷用の紙へ リサイクルできます。